

## 7 その他

### (1) 耳標の配布及び管理等について

#### ①耳標配布の考え方

平成15年度においては、(社)家畜改良事業団から補助事業により、耳標を無償で提供しています。これは、耳標に対する費用負担については、受益者である生産者や利用者等の応分の負担が基本と考えられますが、極力、農家等の管理者の負担が少なくなるよう配慮しているところです。

また、耳標の無償配布は、農家に対する支援すなわち生産振興の取り組みであり、リスク管理を担当する農政事務所が主体となるのは困難であることから、都道府県や民間団体等に推進をお願いすることとなります。

#### ②耳標の配布と在庫管理

耳標は、原則として、改良センターの指示を受けた耳標メーカーから1年分まとめて、所属団体（注）に送付されますが、平成15年度においては、農協等一括対応の管理者については農協等に、その他個別の管理者についてはそれぞれの管理者に直接送付されています。送付された耳標に印字されている個体識別番号とその配布先はすべて改良センターにおいて管理し、配布済みの耳標と出生等の届出により装着が確認された耳標の個体識別番号から在庫耳標を割り出し、1年間の必要量を送付することを基本としています。

なお、各種届出のための報告カードは、耳標の送付の際に耳標の明細リストと併せて送付されますが、平成15年度は、12月1日の新法施行のため、新様式の報告カードが別途配布されます。

また、配布耳標に不足が生じそうな場合等は、所属団体を経由して都道府県と改良センターが協議して対応（追加発送、地域での管理換え等）します。

〔（注）補助事業において、管理者に対する耳標等の配布や過不足のとりまとめをして頂いている団体です。〕

#### ③耳標の管理換え

送付した耳標は、その所有を管理者毎に管理しているため、配布された管理者と異なる管理者が装着し報告を行うと、改良センターはエラーと判断します。そのため、報告が受け付けられることとなります。このため、あらかじめ配布された管理者と異なる管理者が使用する場合には、都道府県経由で改良センターへ「耳標管理農家変更通知申請書」により耳標の管理換えを実施してください。

#### ④脱落時の耳標の再発行

耳標を取り外した場合や脱落又は破損した場合には、耳標の再装着の必要があるので管理者は、速やかに直接又は耳標の一括配布先に依頼し、下記事項について「耳標再発行整理用紙」に整理した上で、耳標の再発行を原則として音声応答システム（186-0037-80-1777）で請求してください。

(2) 現在装着されている耳標について

①現在配布されている耳標

4-3の(1)の規格に基づく耳標として、補助事業では、現在次の耳標を配布しています。

【雌タグ（突起のない耳標）】

- ・首部分：N L B C（注）のロゴ
- ・上段：JPと番号の上5桁（小文字）
- ・中段：バーコード
- ・下段：番号の下5桁（4桁大文字で  
チェックデジットは小文字）



【雄タグ（突起のある耳標）】

- ・首部分：N L B Cのロゴ
- ・上段：JP
- ・中段：10桁（小文字）
- ・下段：空白（農家が管理番号の  
記入等に活用）



（注）N L B Cは、改良センター（National Livestock Breeding Center）の略称です。

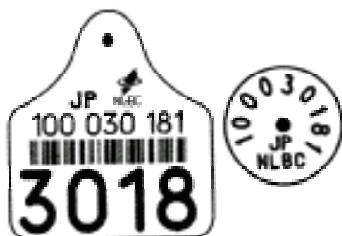
②その他の耳標

次のような耳標も、個体識別番号を示す耳標として使用されています。これらは、法施行後も引き続き使用できます。（在庫があっても、新たに装着はしないで下さい。）

耳標に表示されている個体識別番号は9桁です。届出等の際には、先頭に「0」を追加することで、10桁の個体識別番号となります。

なお、いずれの耳標も、大きな4文字は、9桁の番号の一部を拡大したものなので注意して下さい（番号が9+4の13桁ということではありません）。

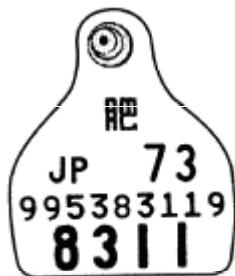
【モデル耳標】



平成9年度からのモデル事業で使用された耳標です。左側の大きな耳標が両耳に装着されている場合と、片耳には右側のボタン型が装着されている場合があります。

左図の例の個体識別番号は、先頭に「0」を付して、  
 $100030181 \Rightarrow 0100030181$   
となります。

### 【新マル繁耳標】



肥育牛が対象となる新マル繁事業で使用された耳標です。事業上、片耳のみの装着のため、両耳に耳標が装着されていない場合には、(1)④の耳標の再発行手続きに従い、もう一方の耳に装着する耳標を請求し、装着する必要があります。左図の例の個体識別番号は、先頭に「0」を付して、  
995383119 ⇒ 0995383119  
となります。

### (3) 改良センターへの届出の方法等について

改良センターへの届出のための報告については以下の方法により実施してください。

この場合、以下の②～⑥による報告は直接データベースに取り込まれるため、基本的に出生の報告または輸入の報告を行った翌日には、改良センターから個体識別番号が通知され、インターネット上に公表されますが、①のFAXによる届出の場合、データベースへの取り込みに1週間程度かかるため、インターネット上の公表等はこれ以降となります。

また、①～③による報告の場合、事前に改良センターとの協議は不要ですが、④～⑥の報告を新たに実施する場合には、改良センターと協議が必要となります。

#### ① FAX (0037-80-2525)

改良センターは、FAXを受信し、報告種類ごとに、エラーのチェックと照会作業を行い、データベースへ入力します。最終入力時にも自動的にチェックされます。この場合、データベースへの取り込みに1週間程度必要とします。

#### ② 電話での音声応答システム (186-0037-80-1777)

電話での音声応答システムから報告されたデータについては、自動的にエラーチェックが行われた後、直接データベースへの取り込みが行われます。

#### ③ パソコンによるWEB報告システム (<https://www.id.nlbc.go.jp/>)

パソコンから報告されたデータについても、自動的にエラーチェックが行われた後、直接データベースへの取り込みが行われます。

#### ④ FTP (ファイル・トランスファー・プロトコル)

インターネットを通じて一括報告されたデータは、自動的にエラーチェックが行われた後、データベースへの取り込みが行われます。エラーとして取り込まれなかったデータは、エラーファイルとして所定のフォルダに保存されるため、報告者が自由にアクセスしてエラーを解消して再報告することができます。

#### ⑤ LO (ローカルオフィス)

農協等のインターネットメールが可能な環境を持つパソコンから、LOソフト（専用ソフト）によって一括報告されたデータは、自動的にエラーチェック

が行われた後、直接データベースへの取り込みが行われます。

#### ⑥ I D連携システム

譲渡し等及び譲受け等の報告、と畜場、家畜市場等の異動の報告を行う I D連携システム（報告された個体識別番号の登録内容を返すことができ、現地での照合が可能となるシステム）により報告されたデータは、自動的にエラーチェックが行われた後、直接データベースへの取り込みが行われます。